

目次

(一面)

令和6年度総会について 事務局 平田 哲也
 会長挨拶 会長 平田 哲也
 特別講演会 事務局 毛登山 一郎
 視点 尼崎市立南武庫之荘中学校 校長 毛登山 一郎
 昭和57年 武庫しのめは誕生しました 三澤 雅俊

(二面)

第20回武庫まつり 武庫地域課 三澤 雅俊
 ハンセン病元患者家族の補償金請求期限延長 三澤 雅俊
 こどもとのふれあい 武庫南小学校PTA

武庫しのめ

武庫地区人権啓発推進委員会
 尼崎市南武庫之荘 11丁目6番15号
 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘
 電話・FAX 06-6438-5875

令和6年7月4日 武庫地区人権啓発推進委員会 総会が開催されました



令和6年7月4日(木)、武庫西生涯学習プラザ1階ホールで令和6年度武庫地区人権啓発推進委員会総会が開催され、武庫地区の人権啓発活動に日々ご尽力頂いている方々が多数出席されました。今年度は役員改選の年で、次の

武庫地区人権啓発推進委員会 特別講演会が開催されました

◆特別講演会 令和6年7月4日(木) 武庫西生涯学習プラザ 1階ホール

総会終了後、神戸学院大学教授の佐野光彦さんをお招きし、特別講演会「地域共生社会の実現に向けて」をもちづくり・地域づくり・居場所づくりの課題」を開催しました。



地域共生社会とは、政府のプランや『厚生労働白書』で展望が示され、「地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくこと」を目指すものです。

佐野さんは「現在、日本の社会は様々な問題が複雑化・複合化して、従来の公的支援のあり方では対応が難しくなっています。ひとつの例として社会的孤立があり、そこに含まれる諸問題は管轄が各省庁に分かれています。そうした問題の解決には

地域の人の協力も不可欠です。そして地域の人々のつながりを再構築する必要から、地域共生社会のビジョンが掲げられるようになりました。地域共生社会をつくるための取り組みがまちづくり・地域づくりです。そうした取り組みに、まずは簡単なことから始めましょう。そして、まずは取り組みに集まりましょう。」と呼びかけておられました。

(事務局)

方々が新たに役員に選出されました。

会長	平田 哲也さん
副会長	磐長谷 和哉さん
同 相談役	辰己 はつ美さん
	中山 正裕さん

最後に第3号議案「令和6年度事業計画」が提案どおりに承認されました。

会長挨拶

会長 平田 哲也

今般、令和6年・7年度の武庫地区人権啓発推進委員会の会長に選出された平田哲也です。福祉協議会武庫支部の副支部長に就いております。地元は武庫第八連絡協議会の司福祉協会です。現代社会では、インターネットやSNS等による誹謗中傷の書き込みが増え続け、被害を受けた子どもが不登校となり、「ひきこもり」になっていると聞きます。武庫地区人権啓発推進委員会では、この様な情勢を見極めながら人権の確立をめざし、こころ豊かなまちづくりの実現に寄与したいと思っております。どうかこの活動にご支援、ご協力頂けますよう、よろしくお願致します。

令和6年度の事業計画

令和6年度の事業計画としては、左記のものを計画しています。

- ・人権問題講演会および研修会
- ・人権週間の取り組みとしての啓発活動
- ・武庫地区人権学習会
- ・市民啓発紙『武庫しのめ』の発行

(事務局)

昭和57年 市民啓発紙 武庫しのめは誕生しました

昭和57(1982)年、武庫地区人権啓発推進委員会の前身である「武庫地区人権学習推進委員会」が発足しました。「武庫地区人権学習推進委員会」は人権草の根運動の素地をつくるために設立されました。創刊号は昭和57(1982)年12月に、武庫地区人権学習推進委員会が発行しました。

題字説明

しのめ(東雲)とは、あけぼの、夜明けという意味です。明治時代、自由民権運動の指導者であった中江兆民が、日本の夜明けを願い、自ら大阪の部落に住み大円居士と名のり部落差別の不合理と自由民権運動のより一層の徹底を訴えるため「東雲新聞」を発刊したことに由来します。

(三澤 雅俊)

視点

「個人と国と人権」

近頃、人との触れ合いの中で、優しさに感心させられることが多々あった。学校内での生徒たちと、また、街中ですれちがう人々と。私には「到底でけん」と思う反面、このように人の気持ちを爽やかにできる人になりたいとも感じた。「若い子らも捨てたものじゃない」どころか、頼もしさや安堵を覚えた。人は人を優しくできるように創られている。

8月6日、テレビで広島平和記念式典を視聴した。哀悼の意を痛感するとともに、各代表者の挨拶の内容は立派なものだった。人権・平和の大切さがちりばめられていた。しかし、現在も地球上では殺戮が日々繰り返されている。そこで人々は、我々が想像できない日々を生きている。私なら正気ではいられないであろう。

紛争(殺戮)には深い要因があるが、紛争(殺戮)に勝者はいない。憎しみのみが残り、殺戮の連鎖が続く。対岸の火事と考えていけば、必ず紛争は自国へも飛び火してくることは歴史が証明している。人同士の触れ合いの中では優しくなれる人々が紛争になれば豹変する。プロパガンダに惑わされず、人種・民族・宗教・文化の違いを認め合い、同じ人間としての権利を尊重し合うこと、紛争のメカニズムを知らしめることも民主主義教育の重要な役割であると考えている。

平和はあるものでなく、不断の努力により守るものであることを。生徒たちと教職員にとつて、いい2学期になることを願っている。

南武庫之荘中学校

校長 毛登山 一郎

令和6年10月26日(土) 西武庫(交通)公園で 第20回 武庫まつり を開催

武庫まつりは「強いふるさと創ろう 水と緑のまち」をスローガンに第20回を迎えます。

武庫地区は都市部にありながら、武庫川六樋から引かれた清流が区内を巡っていることも西武庫公園をはじめとする緑地公園など地域の方の憩いの場所がたくさんありま

す。こうした自然環境や街並みを大切に思い、地域を愛する気持ちを育み高めようとする催しが「武庫まつり」です。

まつりの主催は、武庫地区の社会福祉協議会をはじめとするボランティア団体で構成されている市民運動武庫地区推進協議会(武庫まつり実行委員会)のみなさんで、まつりに寄せる熱い気持ちをもって準備を着々と進めておられます。



回を重ねるごとに「もつと愛される武庫まつり」という気持ちで地域で共有され、こどもからお年寄りまで幅広い年齢層のみなさんの来場もあいまつて、にぎやかで高揚感のあふれる武庫地区の一番大きなイベントに成長してきました。

開催にあたりまして、広告協賛をいただき、また個人、団体、企業のみなさんのご厚志に厚くお礼申し上げます。近隣のみなさんにはお気遣いご配慮いただきますこと

感謝いたします。当日も含め、安全で楽しい武庫まつりを事務局として実施していきたいと存じますので、引き続きご理解ご協力を賜り、一緒に盛り上げていただきますようお願いいたします。

市民運動武庫地区推進協議会
事務局 武庫地域課

「人権問題」あれこれ話

「ハンセン病元患者家族の補償金について」

請求期限が2029(令和11)年11月21日まで延長されました

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで引き起こされる感染症の一種です。かつては「癩(らい)」と呼ばれていましたが、差別的なイメージが付きまとうことから、現在は、らい菌を発見したアルマウル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病問題は、近代以降の国の間違ったハンセン病対策が原因で、患者、回復者およびその家族の方々の人権が侵害され、はなはだ

しい偏見差別にさらされた人権問題です。

プロミンの登場と

強制隔離の継続

戦後まもなく、アメリカで開発されたプロミンという薬が日本でも使われるようになり、ハンセン病は治る病気になります。それを受けて、療養所の入所者たちは強制隔離

の廃止を国に要求しますが、1953(昭和28)年、新たに「らい予防法」という法律が成立し強制隔離は続けられます。日本では1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまで強制隔離が続きました。

ハンセン病

国家賠償請求訴訟

1998(平成10)年、ハンセン病

武庫地区で 頑張る 団体紹介

こどもとの ふれあい

武庫南小学校PTA

ふれあい運動



武庫南小学校のふれあい運動は、こどもたちの登校時の交通安全を見守る大切な活動です。

毎朝、PTAの役員たちが一定の場所に立ち、約600人のこどもたちとあいさつを交わしながら学校へと見送っています。

学校行事への協力 (美化活動)

春に行われた体育大会では、学校周りの美化活動を実施しました。普段



清掃する機会が少ない学校周辺には、ペットボトルや紙くずなどがたくさん廃棄されていました。PTA役員20名が協力し、これらのゴミを回収したところ、清掃後には見違えるほどきれいになりました。

最後に

こどもたちの成長は、保護者だけでなく、学校や地域社会の協力があってこそ実現できるものです。

より良い教育環境をこどもたちに提供するために、今後も地域との連携を深め、PTA活動をより一層充実させていきます。

武庫南小学校PTA

ハンセン病

家族訴訟

ハンセン病元患者のご家族に対する補償金制度の法律は、2019(令和元)年11月15日に成立し、同年11月22日に施行されました。この制度は、ハンセン病の隔離政策の下で多大な苦痛と苦難を強いられた元患者の家族に対して、補償金を支給するものです。

また、2024(令和6)年6月12日に、この法律が改正され、補償金の請求期限が2029(令和11)年11月21日まで延長されました。

(国立ハンセン病資料館HP、厚生労働省HPより抜粋)

(三澤 雅俊)